

地方独立行政法人大阪市民病院機構組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市民病院機構定款(以下「定款」という。)に定めるもののほか、地方独立行政法人大阪市民病院機構(以下「法人」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人の組織)

第2条 法人に法人運営本部、病院及び診療所を置く。

(法人運営本部)

第3条 定款第4条の事務所を法人運営本部の事務所とし、大阪市都島区都島本通二丁目に置く。

(法人運営本部の組織)

第3条の2 法人運営本部に次の表の左欄に掲げる部を置き、同表の右欄に掲げる室及び課を置く。

	内部監察室
総務部	総務課
	企画・財務課
	施設課
医事企画部	医事課
改革推進室	

(法人運営本部に置く職)

第4条 法人運営本部に置く職は、次のとおりとする。

法人運営本部長

- (1) 法人運営本部に本部長を置く。
- (2) 法人運営本部長は、法人の事務全般を掌理する。

法人運営本部副本部長

- (1) 法人運営本部に副本部長を置くことがある。
- (2) 法人運営本部副本部長は、本部長を補佐し、法人の事務を掌理する。

部長等

- (1) 法人運営本部に、総務部長、医事企画部長及び改革推進室長を置く。

(2) 総務部長、医事企画部長及び改革推進室長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

課長等

(1) 法人運営本部に、内部監察室長、総務課長、企画・財務課長、施設課長及び医事課長を置く。

(2) 内部監察室長、総務課長、企画・財務課長、施設課長及び医事課長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

担当課長、担当課長代理及び担当係長

(1) 法人運営本部に、担当課長、担当課長代理及び担当係長を置くことがある。

(2) 担当課長、担当課長代理及び担当係長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(法人運営本部の事務分掌)

第5条 法人運営本部の事務分掌は、次の表のとおりとする。

	内部監察室	(1) 内部、業務監査に関すること (2) 内部及び外部通報に関すること
総務部	総務課	(1) 法人の事務の総合調整に関すること (2) 理事会の庶務に関すること (3) 法人の文書、情報公開及び個人情報保護に関すること (4) 法人の法務及びコンプライアンス等の総括に関すること (5) 法人の広聴・広報に関すること (6) 法人の業務の進行管理及び事務改善に関すること (7) 法人の人事、給与、衛生管理及び福利厚生に関すること
	企画・財務課	(1) 法人の経営改善策及び診療体制の整備計画の策定その他の市民病院事業の企画に関すること (2) 法人の予算及び決算の総括に関すること (3) 法人の出納業務に関すること (4) 法人の資金の運用及び管理に関すること (5) 法人の物品等の調達に関すること

		(6) 法人の薬剤その他の使用物品（他の所管に属するものを除く。）の管理及び供給に関すること (7) 法人の工事の請負その他の契約に関すること (8) 法人の不動産その他の財産の管理に関すること (9) 外部、会計監査に関すること (10) 中期計画、年度計画に関すること (11) 市民病院事業の再編整備に関すること
	施設課	(1) 法人の施設管理の総括に関すること
医事企画部	医事課	(1) 法人の診療報酬の請求及び収納業務並びに医業収益の確保策の企画の総括に関すること (2) 法人の医療相談、医療連携、患者支援業務及び医事紛争の総括に関すること (3) 法人の診療情報管理業務に関すること (4) 法人の病院情報システム等 I T 関連業務に関すること
改革推進室		(1) 各病院の業務再編をはじめ改革の推進に関すること (2) 改革委員会の運営に関すること (3) その他理事長が必要と認めること

（病院及び診療所の組織）

第6条 次の表の左欄に掲げる病院及び診療所ごとに、同表の中欄に掲げる部を置き、同表の右欄に掲げる科、部、センター、課及び室を置く。

総合医療センター		医療プロジェクト推進室
		総合診療内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓・高血圧内科、精神神経科、脳神経内科、皮膚科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、感染症内科、腫瘍内科、血液内科、緩和ケア内科、整形外科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科・頭頸部外科、婦人科、形成外科、口腔

		外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、産科、新生児科、小児代謝内分泌・腎臓内科、小児脳神経・言語療法内科、小児循環器・不整脈内科、小児血液・腫瘍内科、児童青年精神科、小児外科、小児整形外科、小児泌尿器科、小児眼科、小児耳鼻いんこう科、小児形成外科、小児脳神経外科、小児心臓血管外科、小児救急・感染症内科、麻酔科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、リハビリテーション科
		医療安全管理部 中央臨床検査部 生理機能検査部 病理部 輸血部 中央放射線部 手術センター リハビリテーション部 腎移植・透析部 遺伝子診療部 栄養部 緩和ケアセンター がん医療支援センター 臨床研究センター 教育研修センター 救命救急部 集中治療部 中央臨床工学部
	看護部	
	薬剤部	
	医療技術部	

	医事・医療情報部	医事課
		TQMセンター
		診療支援センター
	医療連携部	地域医療連携センター
		入退院センター
	総務部	総務課
		財務課
		施設課
十三市民病院		総合診療内科、糖尿病・内分泌内科、循環器内科、呼吸器内科、感染症内科、小児科、消化器内科、緩和ケア内科、外科、消化器外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、麻酔科、放射線科、病理診断科、リハビリテーション科
		内視鏡センター
		医療安全管理部
		救急部
		看護部
		薬剤部
		中央臨床検査部
		栄養部
		総務課
		医事課
		地域医療連携室
住之江診療所		

2 住之江診療所に属する診療科は、小児科及び産婦人科とする。

(病院に置く職)

第7条 病院に置く職は、次のとおりとする。

総合医療センター

病院長

(1) 総合医療センターに病院長を置く。

(2) 病院長は、病院の業務を総理する。

(3) 病院長は、理事長の命を受けて特命事項に関する業務を掌理する。

副院長

(1) 総合医療センターに副院長を置く。

(2) 副院長は、病院長を補佐し、特命事項に関する業務を掌理する。

病院長特別補佐及び病院長補佐

(1) 総合医療センターに病院長特別補佐を置くことがある。

(2) 総合医療センターに病院長補佐を置くことがある。

(3) 病院長特別補佐は、外部有識者、法人の役員等のうちから理事長が選任し、病院長業務全般を補佐する。

(4) 病院長補佐は、病院長からの命を受けて特命事項に関する業務を補佐する。

医療プロジェクト推進室

(1) 医療プロジェクト推進室に室長を置く。

(2) 医療プロジェクト推進室長は、病院長の命を受けて特命事項に関する業務を掌理する。

(3) 医療プロジェクト推進室に副室長、担当課長代理、副主幹、担当係長、医長及び主査を置くことがある。

(4) 副室長、担当課長代理、副主幹、担当係長、医長及び主査は上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。

科

(1) 前条の表総合医療センターの項に掲げる科（以下「ＳＣ診療科」という。）に主任部長、部長、担当部長、副部長及び医長を置くことがある。

(2) 主任部長、部長、担当部長、副部長及び医長は、おのおの上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。

部及びセンター

(1) 前条の表総合医療センターの項に掲げる部及びセンター（以下「ＳＣ中央診療施設等」という。ただし、看護部、薬剤部、医療技術部、医事・医療情報部、医療連携部及び総務部を除く。）

に部長、センター長、担当部長、課長、事務長、担当課長、参事、主幹、副部長、副センター

長、課長代理、副参事、副主幹、総括主査、担当係長、医長及び主査を置くことがある。

- (2) 部長、センター長、担当部長、課長、事務長、担当課長、参事、主幹、副部長、副センター長、課長代理、副参事、副主幹、総括主査、担当係長、医長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。

看護部

- (1) 看護部に部長を置く。
- (2) 看護部長は、所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- (3) 看護部に、顧問、副部長、主幹、副主幹、総括主査、担当係長及び主査を置くことがある。
- (4) 顧問は、看護部長の命を受けて所管業務又は特命事項に関する業務を掌理する。
- (5) 副部長は、看護部長を補佐し、担当業務を掌理する。
- (6) 看護部に看護単位(病棟、外来等で区分された看護単位をいう。以下同じ)ごとに、副主幹、総括主査、担当係長及び主査を置くことがある。
- (7) 主幹、副主幹、総括主査、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。

薬剤部

- (1) 薬剤部に部長を置く。
- (2) 薬剤部長は、所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- (3) 薬剤部に、顧問、副部長、副主幹、総括主査、担当係長及び主査を置くことがある。
- (4) 顧問は、薬剤部長の命を受けて所管業務又は特命事項に関する業務を掌理する。
- (5) 副部長は、薬剤部長を補佐し、所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- (6) 副主幹、総括主査、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。

医療技術部

- (1) 医療技術部に部長を置く。
- (2) 医療技術部長は、所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- (3) 医療技術部に、顧問、副部長、主幹、副主幹、総括主査、担当係長及び主査を置くことがある。

- (4) 顧問は、医療技術部長の命を受けて所管業務又は特命事項に関する業務を掌理する。
- (5) 副部長は、医療技術部長を補佐し、所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- (6) 主幹、副主幹、総括主査、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。

医事・医療情報部及び医療連携部

- (1) 医事・医療情報部及び医療連携部に部長、センター長、担当部長、課長、事務長、担当課長、参事、主幹、副部長、副センター長、課長代理、副参事、副主幹、総括主査、担当係長、医長及び主査を置くことがある。
- (2) 部長、センター長、担当部長、課長、事務長、担当課長、参事、主幹、副部長、副センター長、課長代理、副参事、副主幹、総括主査、担当係長、医長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

総務部

- (1) 総務部に部長を置く。
- (2) 部長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- (3) 総務部に課長、事務長、担当課長、参事、主幹、課長代理、担当課長代理、副参事、副主幹及び担当係長を置くことがある。
- (4) 課長、事務長、担当課長、参事、主幹、課長代理、担当課長代理、副参事、副主幹及び担当係長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

総合医療センター事務部門に置く職

- (1) 総合医療センターに担当部長を置く。
- (2) 担当部長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

十三市民病院

病院長

- (1) 十三市民病院に病院長を置く。
- (2) 病院長は、病院の業務を総理する。
- (3) 病院長は、理事長の命を受けて特命事項に関する業務を掌理する。

副院長

(1) 十三市民病院に副院長を置く。

(2) 副院長は、病院長を補佐し、特命事項に関する業務を掌理する。

病院長特別補佐、病院長補佐及び事務部長

(1) 十三市民病院に病院長特別補佐を置くことがある。

(2) 十三市民病院に病院長補佐を置くことがある。

(3) 十三市民病院に事務部長を置くことがある。

(4) 病院長特別補佐は、外部有識者、法人の役員等のうちから理事長が選任し、病院長業務全般を補佐する。

(5) 病院長補佐は、病院長からの命を受けて特命事項に関する業務を補佐する。

(6) 事務部長は、病院長からの命を受けて病院の事務全般を掌理する。

科

(1) 前条の表十三市民病院の項に掲げる科（以下「十三診療科」という。）に主任部長、部長、担当部長、副部長及び医長を置くことがある。

(2) 主任部長、部長、担当部長、副部長及び医長は、おのおの上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。

センター及び部

(1) 前条の表十三市民病院の項に掲げるセンター及び部（以下「十三中央診療施設等」という。）に部長、センター長、担当部長、主幹、副部長、副主幹、総括主査、担当係長、医長及び主査を置くことがある。

(2) 看護部に看護単位ごとに、副主幹、担当係長及び主査を置くことがある。

(3) 部長、センター長、担当部長、主幹、副部長、副主幹、総括主査、担当係長、医長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。

総務課、医事課及び地域医療連携室

(1) 総務課、医事課及び地域医療連携室に課長又は室長を置く。

(2) 課長及び室長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(3) 総務課、医事課及び地域医療連携室に担当課長、参事、主幹、課長代理、副主幹、担当課長代理、総括主査、担当係長及び主査を置くことがある。

- (4) 担当課長、参事、主幹、課長代理、副主幹、担当課長代理、総括主査、担当係長及び主査は、
おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(診療所に置く職)

第8条 住之江診療所に置く職は、次のとおりとする。

所長

- (1) 住之江診療所に所長を置く。
- (2) 所長は、診療所の業務を総理する。
- (3) 所長は、理事長の命を受けて特命事項に関する業務を掌理する。

事務長

- (1) 住之江診療所に事務長を置く。
- (2) 事務長は、所長を補佐し、診療所の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。

担当係長

- (1) 住之江診療所に担当係長を置くことがある。
- (2) 担当係長は、上司の命を受けて診療所の業務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(病院及び診療所の事務分掌)

第9条 病院及び診療所の事務分掌は、次の表のとおりとする。

総合医療 センター		医療プロジェクト推進 室	(1) 組織横断的業務改革の推進に関 すること (2) その他病院長が必要と認めるこ と
	S C 診療科	総合診療内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓・ 高血圧内科、精神神経 科、脳神経内科、皮膚 科、循環器内科、呼吸 器内科、消化器内科、 感染症内科、腫瘍内科、 血液内科、緩和ケア内 科、整形外科、泌尿器 科、眼科、耳鼻いんこ	(1) 患者の診療及び保健指導に関す ること (2) 医学的及び理化学的研究に関す ること (3) その他医務に関すること

		う科・頭頸部外科、婦人科、形成外科、口腔外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、産科、新生児科、小児代謝内分泌・腎臓内科、小児脳神経・言語療法内科、小児循環器・不整脈内科、小児血液・腫瘍内科、児童青年精神科、小児外科、小児整形外科、小児泌尿器科、小児眼科、小児耳鼻いんこう科、小児形成外科、小児脳神経外科、小児心臓血管外科、小児救急・感染症内科、麻酔科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、リハビリテーション科	
	S C 中央診療施設等	医療安全管理部	(1) 医療安全の推進及び管理に関すること (2) 感染制御及び管理に関すること (3) 医療事故に関すること
		中央臨床検査部	(1) 検体検査に関すること
		生理機能検査部	(1) 生理機能検査に関すること
		病理部	(1) 病理組織・細胞診検査及び病理解剖に関すること
		輸血部	(1) 輸血検査及び血液製剤の管理並びに輸血療法に関すること
		中央放射線部	(1) 放射線検査と放射線治療に関すること (2) 放射線施設の承認申請、届出等

			に関すること (3) 放射線被ばく防止管理に関する こと
		手術センター	(1) 手術センターの運営に関する こと
		リハビリテーション部	(1) リハビリテーションに関する こと
		腎移植・透析部	(1) 腎移植・透析に関すること
		遺伝子診療部	(1) 遺伝診療に関すること
		栄養部	(1) 栄養管理・栄養食事指導に関す ること (2) 食事提供に関すること
		緩和ケアセンター	(1) 緩和ケアに関すること (2) がん患者への相談対応及び情報 提供に関すること
		がん医療支援センター	(1) がん医療の推進に関すること
		臨床研究センター	(1) 臨床研究に関すること (2) 治験に関すること
		教育研修センター	(1) 職員の研修に関すること (2) 職員能力向上への支援等に関す ること (3) 臨床研修医及び後期臨床研修医 に関すること (4) 学生実習に関すること
		救命救急部	(1) 救命救急医療に関すること
		集中治療部	(1) 重症患者の集中治療に関する こと
		中央臨床工学部	(1) 医療機器の保守管理に関するこ と (2) 医療機器操作を伴う診療補助に 関すること
	看護部		(1) 患者の看護に関すること (2) 患者、家族の療養環境に関する こと
	薬剤部		(1) 調剤及び製剤に関すること

			(2) 薬品の試験及び研究に関する こと (3) 薬品の管理及び供給に関する こと (4) 薬品に係る情報の収集及び分析 に関すること (5) その他薬務に関すること
	医療技術部		(1) 医療技術職員に関すること
	医事・医療 情報部	医事課	(1) 病院の診療報酬の請求及び収納 業務並びに医業収益の確保策の企 画に関すること (2) 病院の医療相談、医療連携、患 者支援業務及び医事紛争に関する こと (3) 病院の診療体制の業務調整に関 すること (4) 病院の各種許認可の申請及び届 出に関すること (5) 関連する法人運営本部の業務に 関すること
		TQMセンター	(1) 病院の診療情報管理業務に関す ること (2) 病院のがん登録に関すること (3) 病院情報システム等 I T 関連業 務に関すること (4) 医療の質の向上に関すること (5) 関連する法人運営本部の業務に 関すること
		診療支援センター	(1) 病院の医療アシスタントに関す ること (2) 病院の医療従事者の負担軽減に 関すること
	医療連携部	地域医療連携センター	(1) 地域医療機関等との連携に関す ること (2) 地域医療支援病院に関すること

			(3) 医療機関として主催する講演会・研修会に関する事
		入退院センター	(1) 入退院支援に関する事 (2) 病床管理に関する事
	総務部	総務課	(1) 病院の文書、情報公開及び個人情報保護に関する事 (2) 病院の法務及びコンプライアンス等に関する事 (3) 病院の広報・広報に関する事 (4) 病院の業務の進行管理及び事務改善に関する事 (5) 病院の運営管理及び庶務に関する事 (6) 病院の施設の運用管理に関する事 (7) 病院の人事、給与、衛生管理及び福利厚生に関する事 (8) 他の所管に属しない事 (9) 関連する法人運営本部の業務に関する事
		財務課	(1) 病院の予算及び決算に関する事 (2) 病院の出納業務に関する事 (3) 病院の物品等の調達に関する事 (4) 病院の薬剤その他の使用物品（他の所管に属するものを除く。）の管理及び供給に関する事 (5) 病院の工事の請負その他の契約に関する事 (6) 病院の不動産その他の財産の管理に関する事。 (7) 病院の外部、会計監査に関する事 (8) 病院の経営改善策及び診療体制

			の整備計画の策定に関すること (9) 関連する法人運営本部の業務に関すること
		施設課	(1) 病院の施設の保守及び管理に関すること (2) 関連する法人運営本部の業務に関すること
十三市民病院	十三診療科	総合診療内科、糖尿病・内分泌内科、循環器内科、呼吸器内科、感染症内科、小児科、消化器内科、緩和ケア内科、外科、消化器外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、麻酔科、放射線科、病理診断科、リハビリテーション科	(1) 患者の診療及び保健指導に関すること (2) 医学的及び理化学的研究に関すること (3) その他医務に関すること
		十三中央診療施設等	内視鏡センター (1) 内視鏡診療に関すること
		医療安全管理部	(1) 医療安全の推進及び管理に関すること (2) 感染制御及び管理に関すること (3) 医療事故に関すること
		救急部	(1) 救命救急医療に関すること
		看護部	(1) 患者の看護に関すること (2) 患者、家族の療養環境に関すること
		薬剤部	(1) 調剤及び製剤に関すること (2) 薬品の試験及び研究に関すること (3) 薬品の管理及び供給に関すること (4) 薬品に係る情報の収集及び分析に関すること

			(5) その他薬務に関すること
		中央臨床検査部	(1) 検体検査に関すること (2) 生理機能検査に関すること (3) 病理組織・細胞診検査及び病理解剖に関すること (4) 輸血検査及び血液製剤の管理並びに輸血療法に関すること
		栄養部	(1) 栄養管理・栄養食事指導に関すること (2) 食事提供に関すること
		総務課	(1) 病院の文書、情報公開及び個人情報保護に関すること (2) 病院の法務及びコンプライアンス等に関すること (3) 病院の広聴・広報に関すること (4) 病院の業務の進行管理及び事務改善に関すること (5) 病院の運営管理及び庶務に関すること (6) 病院の施設の運用管理に関すること (7) 病院の人事、給与、衛生管理及び福利厚生に関すること (8) 病院の職員の研修に関すること (9) 病院の職員能力向上への支援等に関すること (10) 病院の臨床研修医及び後期臨床研修医に関すること (11) 病院の学生実習に関すること (12) 病院の予算及び決算に関すること (13) 病院の出納業務に関すること (14) 病院の物品等の調達に関すること (15) 病院の薬剤その他の使用物品

			(他の所管に属するものを除く。) の管理及び供給に関すること (16) 病院の工事の請負その他の契約に関すること (17) 病院の不動産その他の財産の管理に関すること (18) 病院の外部、会計監査に関すること (19) 病院情報システム等 I T 関連業務に関すること (20) 病院の医療の質の向上に関すること (21) 病院の経営改善策及び診療体制の整備計画の策定に関すること (22) 他の所管に属しないこと
		医事課	(1) 病院の診療報酬の請求及び収納業務並びに医業収益の確保策の企画に関すること (2) 病院の医療相談、医療連携、患者支援業務及び医事紛争に関すること (3) 病院の診療体制の業務調整に関すること (4) 病院の各種許認可の申請及び届出に関すること (5) 病院の診療情報管理業務に関すること (6) 病院のがん登録に関すること (7) 病院の医療アシスタントに関すること (8) 病院の医療従事者の負担軽減に関すること
		地域医療連携室	(1) 地域医療機関等との連携に関すること (2) 病院の医療相談業務に関するこ

			と (3) 入退院支援に関すること (4) 病床管理に関すること (5) 医療機関として主催する講演会 ・研修会に関すること
住之江診療所			(1) 患者の診療及び保健指導に関すること (2) 診療所の運営管理及び庶務に関すること (3) その他医務に関すること

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和8年7月1日から施行する。